

作成：羽根社会保険労務士事務所（この文字は印刷されません）
年次有給休暇管理簿

労働者名		〇〇〇〇			
基準日（付与日）	令和元年10月1日	時間単位年休の			
有効期限（2年）	令和3年9月30日	年間上限日数（ア）	5	日	
付与日数	10	年次有給休暇	8	時間	
時季 (取得日)	1日目	令和元年10月30日	1日の時間数（イ）		
	2日目	令和元年11月30日	時間単位年休の		
	3日目	令和2年1月30日	1単位となる時間数（ウ）	1	
	4日目	令和2年2月30日	時間単位年休		
	5日目	令和2年3月30日	取得日		
	6日目	令和2年4月30日	開始時刻（取得時間数）		
	7日目	時間単位（8時間）	1時間目	令和2年6月30日	9時00分（4時間）
	8日目	時間単位（8時間）	2時間目		
	9日目	時間単位（8時間）	3時間目		
	10日目	令和2年11月30日	4時間目		
備考	<p>時間単位年休の上限5日のうち、3日分を時間単位で取得する例。 新たに時間単位年休を取得した時点で、1日分の年次有給休暇を「時間単位（〇時間）」に振り替え、右側の該当欄に取得実績を記入する。</p>		5時間目	令和2年7月30日	10時00分（3時間）
			6時間目		
			7時間目		
			8時間目	令和2年8月30日	9時00分（7時間）
			9時間目		
			10時間目		
			11時間目		
			12時間目		
			13時間目		
			14時間目		
基準日から1年以内の取得日数（合計）	8日 6時間	15時間目	令和2年9月14日	13時00分（5時間）	
備考	<p>前年度からの繰り越し（0時間） 次年度へ繰り越し（2時間）</p>	16時間目			
		17時間目			
		18時間目			
		19時間目			
		20時間目	令和2年9月30日	9時00分（3時間）	
		21時間目			
		22時間目			
		23時間目	次年度へ繰り越し（2時間）		
		24時間目			
		25時間目			
26時間目					
27時間目					
28時間目					
29時間目					
30時間目					
31時間目					
32時間目					
33時間目					
34時間目					
35時間目					
36時間目					
37時間目					
38時間目					
39時間目					
40時間目					

(ア)～(ウ)は、労使協定によって定められる。

労働基準法第39条第7項の規定により、年次有給休暇を基準日までに10日以上付与した労働者に対し、基準日から1年以内に、1日単位の年次有給休暇を5日以上取得させなければならない。(時間単位の取得分は含まない。)

この書類は、労働基準法施行規則第24条の7の規定により、期間満了後、3年間保存しなければならない。

時間単位年休の繰り越し分は、「備考」欄へ記入するが、年間取得上限は決まっているので、次年度の上限時間が増えることはない。

時間単位年休は、1年に5日が限度なので、一般的には、 $8時間 \times 5日 = 40時間$ が、時間単位年休の年間上限となる。

作成：羽根社会保険労務士事務所（この文字は印刷されません）
 年次有給休暇管理簿

労働者名		〇〇〇〇		
基準日（付与日）	令和2年10月1日	時間単位年休の		
有効期限（2年）	令和4年9月30日	年間上限日数（ア）	5	日
付与日数	11日	年次有給休暇	8	時間
時季 (取得日)	1日目	令和3年9月27日	1日の時間数（イ）	
	2日目	令和3年9月28日	時間単位年休の	
	3日目	令和3年9月29日	1単位となる時間数（ウ）	1 時間
	4日目	令和3年9月30日	時間単位年休	
	5日目			
	6日目		取得日	開始時刻（取得時間数）
	7日目		1時間目	令和2年10月30日 16時00分（2時間）
	8日目		2時間目	（前年からの繰り越し分）
	9日目		3時間目	
	10日目		4時間目	
	11日目		5時間目	
	12日目		6時間目	
	13日目		7時間目	
	14日目		8時間目	
	15日目		9時間目	
	16日目		10時間目	
	17日目		11時間目	
	18日目		12時間目	
	19日目		13時間目	
	20日目		14時間目	
基準日から1年以内の取得日数（合計）	5日 2時間	15時間目		
備考	基準日から1年以内の取得日数には、前年度に付与されたもの（10日目）の取得分も含める。	16時間目		
		17時間目		
		18時間目		
		19時間目		
		20時間目		
		21時間目		
		22時間目		
		23時間目		
		24時間目		
		25時間目		
	前年度からの繰り越し（2時間） 次年度へ繰り越し（0時間） 使用者による時季指定（1,2,3,4日目）	26時間目		
		27時間目		
		28時間目		
		29時間目		
		30時間目		
		31時間目		
		32時間目		
		33時間目		
		34時間目		
		35時間目		
36時間目				
37時間目				
38時間目				
39時間目				
40時間目				

（ア）～（ウ）は、労使協定によって定められる。

労働基準法第39条第7項の規定により、年次有給休暇を基準日までに10日以上付与した労働者に対し、基準日から1年以内に、1日単位の年次有給休暇を5日以上取得させなければならない。（時間単位の取得分は含まない。）

この書類は、労働基準法施行規則第24条の7の規定により、期間満了後、3年間保存しなければならない。

作成：羽根社会保険労務士事務所（この文字は印刷されません）
 年次有給休暇管理簿

労働者名							
基準日（付与日）		年	月	日	時間単位年休の 年間上限日数（ア）		日
有効期限（2年）		年	月	日	年次有給休暇 1日の時間数（イ）		時間
付与日数				日	時間単位年休の 1単位となる時間数（ウ）		時間
時季 (取得日)	1日目	年	月	日	時間単位年休		
	2日目	年	月	日			
	3日目	年	月	日			
	4日目	年	月	日			
	5日目	年	月	日			
	6日目	年	月	日		取得日	開始時刻（取得時間数）
	7日目	年	月	日	1時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
	8日目	年	月	日	2時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
	9日目	年	月	日	3時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
	10日目	年	月	日	4時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
	11日目	年	月	日	5時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
	12日目	年	月	日	6時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
	13日目	年	月	日	7時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
	14日目	年	月	日	8時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
	15日目	年	月	日	9時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
	16日目	年	月	日	10時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
	17日目	年	月	日	11時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
	18日目	年	月	日	12時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
	19日目	年	月	日	13時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
	20日目	年	月	日	14時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
基準日から1年以内 の取得日数（合計）			日	時間	15時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
					16時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
					17時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
					18時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
					19時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
					20時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
					21時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
					22時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
					23時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
					24時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
					25時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
					26時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
					27時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
					28時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
					29時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
					30時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
					31時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
					32時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
					33時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
					34時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
					35時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
					36時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
					37時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
					38時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
					39時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
					40時間目	年 月 日	時 分（ 時間）
備考							

(ア)～(ウ)は、労使協定によって定められる。

労働基準法第39条第7項の規定により、年次有給休暇を基準日までに10日以上付与した労働者に対し、基準日から1年以内に、1日単位の年次有給休暇を5日以上取得させなければならない。(時間単位の取得分は含まない。)

この書類は、労働基準法施行規則第24条の7の規定により、期間満了後、3年間保存しなければならない。